

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1～2-9	2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1)「調達等合理化計画」に基づく取組 (2)競争性、透明性の確保 (3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 (1)業務全体の点検・評価 (2)補助事業の審査・評価	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1)透明性の確保 (2)効率的な事業の実施 2-7 I C Tの活用による業務の効率化 2-8 情報システムの適切な整備及び管理 2-9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附帯事務費))	平成29年度比で1.0%の抑制	平成30年度比で1.0%の抑制	令和元年度比で1.0%の抑制	令和2年度比で1.0%の抑制	令和3年度比で1.0%の抑制	
	業務経費(当年度予算額)	—	2,984百万円	2,954百万円	2,924百万円	※ 3,533百万円	3,501百万円	3,481百万円	
	対前年度平均縮減率	—	—	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
	達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	
	一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費)	平成29年度比で3.0%の抑制	平成30年度比で3.0%の抑制	令和元年度比で3.0%の抑制	令和2年度比で3.0%の抑制	令和3年度比で3.0%の抑制	
	一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	254百万円	246百万円	239百万円	237百万円	231百万円	224百万円	
	対前年度平均縮減率	—	—	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	
	締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)	競争性のある契約の実施	308件	322件	269件	220件	235件	198件	
	競争性のある契約とし	—	308件	322件	269件	220件	235件	198件	

た件数								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件	
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事業数	—	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業	
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
公表回数		8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	100%	
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業	
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件	
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件	
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事後評価で効用が費用以下となった件数		2 件	0 件	1 件	2 件	0 件	1 件	
現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	2 件	—	1 件	2 件	—	1 件	
達成度合	—	100%	—	100%	100%	—	100%	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件	1, 455 件	1, 210 件	1, 237 件	
目標業務日以内に承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件	1, 454 件	1, 210 件	1, 237 件	
達成度合	—	100%	100%	100%	99. 9%	100%	100%	
新規等の補助事業数		—	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業	—	

評価手法導入事業数	全ての対象事業に 評価手法を導入	—	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業	—
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	—

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にＴＰＰ発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評価 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：7×2点＝14点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 合計 17 点 (17/16＝106%)	B	評価 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Sが1、Aが1、Bが7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：9 評価Sの中項目数：1×4点＝4点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：7×2点＝14点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 合計 21 点 (21/18＝117%)	B
1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○1 業務運営の効率化による経費の削減		<評価と根拠> 評価B 満点:20点(小項目10)×2点) b 評価の小項目数：10×2点＝20点 合計：20点 20点/20点＝100% 業務運営の効率化による経費の削減については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。	評価 <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：8 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：8×2点＝16点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16 点 (16/16＝100%) ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比1%、一般管理費については3%の抑制が計画どおり行われている。	B	評価 <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：10 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：10×2点＝20点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 20 点 (20/20＝100%) ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比1%、一般管理費については3%の抑制が計画どおり行われている。	B

						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										
						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										

						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										
						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										

						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										
						評定					—					評定					—				
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果														
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度										
						b	b	b	b		b	b	b	b	b										

	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	た d：達成度合は、80%未満であった	○2 役職員の給与水準 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した对国家公務員指数が国家公務員と同程度となるように取り組んだ。 また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行い、管理職の昇給幅の抑制等を行うとともに、検証結果等を公表した。	<評定と根拠> 評定B 満点：10点（5項目×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 10点/10点＝100% 役職員の給与水準については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし			
							評定	B	
	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組			<評定と根拠> 評定B 満点：30点（小項目15×2点） b評価の小項目数：15×2点＝30点 30点/30点＝100% 随意契約の見直しに向けた計画的取組			
							評定	B	
	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	た d：達成度合は、80%未満であった	○2 役職員の給与水準 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した对国家公務員指数が国家公務員と同程度となるように取り組んだ。 また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行い、管理職の昇給幅の抑制等を行うとともに、検証結果等を公表した。	<評定と根拠> 評定B 満点：10点（5項目×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 10点/10点＝100% 役職員の給与水準については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし			
							評定	B	
	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組			<評定と根拠> 評定B 満点：30点（小項目15×2点） b評価の小項目数：15×2点＝30点 30点/30点＝100% 随意契約の見直しに向けた計画的取組			
							評定	B	
	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	た d：達成度合は、80%未満であった	○2 役職員の給与水準 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した对国家公務員指数が国家公務員と同程度となるように取り組んだ。 また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行い、管理職の昇給幅の抑制等を行うとともに、検証結果等を公表した。	<評定と根拠> 評定B 満点：10点（5項目×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 10点/10点＝100% 役職員の給与水準については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし			
							評定	B	
	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組			<評定と根拠> 評定B 満点：30点（小項目15×2点） b評価の小項目数：15×2点＝30点 30点/30点＝100% 随意契約の見直しに向けた計画的取組			
							評定	B	

	着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。		については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。	・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。
	◇（１）「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数（真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く）とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約全てについて、競争性のある契約とした。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。			評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
	◇（２）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子	＜主要な業務実績＞ 競争性・透明性を確保するため、毎年度、企画競争、参加確認型公募、不落・不調によ			評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
					評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

		を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	り実施した随意契約全てにおいて、機構掲示板及びホームページへ掲載した。										
また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	◇（3）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、毎年度、外部有識者等からなる契約監視委員会に契約の状況を報告し点検を受けた。										
4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	○ 4 業務執行の改善	<評定と根拠> 評定B 満点：52 点（小項目 26 × 2 点） a 評価の小項目数： 4	<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td></tr></table>	評定	—	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</td></tr></table>	評定	—	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	
評定	—												
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b													
評定	—												
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b													
				<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 18 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。</td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 18 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。		<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 22 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。</td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 22 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。	
評定	B												
<評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 18 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。													
評定	B												
<評定に至った理由> 小項目の評定は a が 4、b が 22 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。													

					× 3 点=12 点 b 評価の小項目数：22 × 2 点=44 点 合計：12+44=56 点 56 点/52 点=108% 業務執行の改善については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は 108%であった。 業務全体の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、令和 2 年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を行った。 また、第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映については、令和元、3 年度は、ホームページのコンテンツの拡充をはじめとする委員会での指摘事項を真摯に反映することで、業務運営の実質的な向上を実現できた。 第三者機関による補助事業の審査・評価については、令和 2 年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三	小項目の総数：24 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：18 × 2 点＝ 36 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 (評価対象外：2) 合計 48 点 (48/44=109%) ・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。特に、令和 2 年度の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を実施、令和 3 年度には前年度に開催された委員会において意見が出されたホームページの改善について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られている。 ・補助事業の審査・評価については、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中において、環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催する等、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。	小項目の総数：30 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：22 × 2 点＝ 44 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 (評価対象外：4) 合計 56 点 (56/52=108%) ・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。特に、令和 2 年度の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を実施、令和 3 年度には前年度に開催された委員会において意見が出されたホームページの改善について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られている。 ・補助事業の審査・評価については、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中において、環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催する等、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。
--	--	--	--	--	---	---	---

	機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 業務全体の点検・評価 ◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業務の点検を実施した。	者委員会を Web 会議により開催し、的確に業務の点検・評価を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし										
						評価	—				評価	—			
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	b	b		b	b	b	b	b						
		◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を開催し、前年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感												
						評価	—				評価	—			
						各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	a	b		b	b	a	b	b						

	評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	況等の自己評価	毎年度、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。	各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果										
		s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						
		a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった		b	b	b	b		b	b	b	b	b						
		b：取組は十分であった																	
		c：取組はやや不十分であり、改善を要する																	
		d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する																	
		◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	＜主要な業務実績＞	各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果										
		s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	毎年度、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						
		a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、環境整備や委員との調整を円滑に行い、Web 会議により同委員会を開催し、事業の審査、評価に取り組んだ。	b	b	a	b		b	b	a	b	b						
		b：取組は十分であった																	
		c：取組はやや不十分であり、改善を要する																	
		d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する																	
		◇ウ 必要に応じた業務の見直し	＜主要な業務実績＞	各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果										
		s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	毎年度、委員会の開催後、業務の見直しにつなげるべき委員指摘事項への対応方針について整理の上、関係各部において必要に応じた業務の見直しを行った。なお、令和3年度、4年度は指摘事項はなかった。	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						
		a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった		b	b	b	－		b	b	b	－	－						
		b：取組は十分であった																	

	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ T P P11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、平成30年10月末に特産調整部に輸入に係る加糖調製品の調整金徴収業務を担当する輸入調整第二課を新設した。このほか、中期目標のセグメント区分と整合させる観点から畜産部門の組織を、また、より効率的な業務運営を進める観点から野菜2部及び特産業務部の課の体制をそれぞれ見直し、平成31年3月末に行った組織規程の一部改正により実施体制を整備した。	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：2点（項目1×2点） B評価の項目数：1×2点＝2点 合計：2点 2点/2点＝100% 機能的で効率的な組織体制の整備について、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合が100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
						<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr></table> ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%） ・TPP11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、輸入加糖調製品からの調整金徴収業務を担当する課を新設する等、業務運営を機能的に推進する観点からの組織体制の整備が図られている。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b — — — —	評定
評定	B						
評定	B						
	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	○ 6 補助事業の効率化等		＜評定と根拠＞ 評定B 満点：104点（小項目52×2点） b評価の小項目数：51×2点＝102点 c評価の小項目数：1×1点＝1点 合計：102＋1＝103点 103点/104点＝99% 補助事業の効率化		
						<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr></table> ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はbが41、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：52 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：41×2点＝82点 評価cの小項目数：1×1点＝1点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：10）	評定
評定	B						
評定	B						

				等については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 99%となった。 効率的な事業の実施のうち、事務処理手続きの迅速化については、進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行っているが、令和2年度は、畜産業振興事業において、交付決定通知が遅れた案件が発生したため、達成割合が 99.9%（1,075 件/1,076 件）となった。 ＜課題と対応＞ 受理から通知の発出までを迅速に実施するため、畜産業振興事業担当職員に向けた事務手続きに関する研修会において、事業実施主体から提出される各種申請書類の確認を徹底するよう指導した。	合計 83 点 (83/84＝99%)	合計 103 点 (103/104＝99%)																													
					・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、原則、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 令和2年度に畜産業振興事業において、事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行うこととなっていたところ、1 件について交付決定通知が遅れたため、達成度合いが 99.9%であったことから c 評価となったが、令和3年度には改善され、達成度が 100%（b 評価）に戻ったところである。研修会を通じた指導等により、事務処理の改善が図られていると認められる。	・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、原則、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 令和2年度に畜産業振興事業において、事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行うこととなっていたところ、1 件について交付決定通知が遅れたため、達成度合いが 99.9%であったことから c 評価となったが、令和3年度には改善され、達成度が 100%（b 評価）に戻ったところである。研修会を通じた指導等により、事務処理の改善が図られていると認められる。																													
					<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評定	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評定	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
評定	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
b	b	b	b																																
評定	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
b	b	b	b	b																															
(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	(1) 透明性の確保 ◇ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認めら	＜主要な業務実績＞ 毎年度、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。																																

	月末までに公表する。 また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。		れる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった																																						
	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を図るため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて全て公表した。			<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b
	評価	—																																							
	各事業年度の評価結果																																								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																					
b	b	b	b																																						
評価	—																																								
各事業年度の評価結果																																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																					
b	b	b	b	b																																					
イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対し	◇ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を			<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						
評価	—																																								
各事業年度の評価結果																																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																					
評価	—																																								
各事業年度の評価結果																																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																					

	て法令遵守を含め指導を徹底する。	した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規事業・拡充事業の全てについて、事業実施主体等に対する事業説明会を実施するとともに、継続事業についても同様の会議を開催したほか現地調査についても計画的に実施した。	b b b b	b b b b b		
（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	（２）効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより、執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	評価	—	評価	—
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	

業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 （第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%）	ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%	<主要な業務実績> 毎年度、評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。		
				</	

		以内に承認等を行う。	務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、令和 2 年度の畜産業振興事業 1 件を除く全ての事業が、10 業務日以内であった。																	
	オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> コスト分析手法を適用する次の 15 事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の設定又は見直しを行った。 【新たなコスト分析基準の設定又は見直しを行った事業】 (平成 30 年度) ①酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 ②国産乳製品等競争力強化対策事業 ③肉畜出荷円滑化緊急対策事業 (令和元年度) ④酪農経営支援総合対策事業のうち地	<table><tr><th>評価</th><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr><tr><td>b b b b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b		<table><tr><th>評価</th><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr><tr><td>b b b b —</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b —	
評価	—																				
各事業年度の評価結果																					
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																					
b b b b																					
評価	—																				
各事業年度の評価結果																					
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																					
b b b b —																					

			域の生産体制強化事業 ⑤堆肥舎等長寿命化推進事業のうち地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組 ⑥酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち後継牛預託育成体制整備事業 ⑦酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業 (令和2年度) ⑧種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備 ⑨種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養 ⑩肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業 ⑪酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業 ⑫堆肥舎等長寿命化推進事業 ⑬畜産経営災害総合		
--	--	--	--	--	--

			対策緊急支援事業 (令和3年度) ⑭畜産経営災害総合 対策緊急支援事業 のうち家きん経営 災害緊急支援対策 事業 ⑮種豚等流通円滑化 推進緊急対策事業 のうち種豚及び精 液等の新たな供給 拠点の整備 (令和4年度) 該当なし			
		◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。			
	カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。 また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決	◇ケ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であっ	<主要な業務実績> 毎年度、畜産業振興事業等のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、翌年度に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。			

			5 基金の見直しを行い、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業、畜産経営維持緊急支援資金通事業及び加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還。 (令和4年度) 5 基金の見直しを行い、使用見込みの低い基金はなかった。											
7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	○ 7 ICTの活用による業務の効率化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえ、毎年度、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進した。 平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う加糖調製品からの調整金徴収業務開始のため、既存の輸入指定糖等の調整金徴収業務にWeb 申請売買システムを導入することにより、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性の向上を図った。また、牛・豚マルキンについては、TPP11 協定等発効に伴う制度改正を踏まえた現行システムの改修を行った。このほか、勤務状況管理システムを導入し、出勤簿や休暇届等のペーパーレス化を図った。	<評定と根拠> 評定S 満点：10点（項目5×2点） S評価の項目数：2×4点＝8点 A評価の項目数：2×3点＝6点 B評価の項目数：1×2点＝2点 合計：8＋6＋2＝16点 16点/10点＝160% ICTの活用による業務の効率化については、中項目の中期達成割合が160%となり所期の目標を上回る成果となった。 平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴い、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務において、申請件数が大幅に増加することが予想	<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：1×4点＝4点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 12点（12／8＝150%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務</td></tr></table>	評定	A	<評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：1×4点＝4点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 12点（12／8＝150%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務		<table><tr><th>評定</th><td>S</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：2×4点＝8点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点（16／10＝160%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務</td></tr></table>	評定	S	<評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：2×4点＝8点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点（16／10＝160%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務	
評定	A													
<評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：1×4点＝4点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 12点（12／8＝150%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務														
評定	S													
<評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：2×4点＝8点 評定aの小項目数：2×3点＝6点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点（16／10＝160%） ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務														

			令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク推進を図るため、新たに設置した理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応した。 令和3年度は、USB型シンクライアント機器等の長期貸与を開始した。また、砂糖・でん粉関係業務について、売買申込に係る審査を電子化するため必要なシステム改修を行い、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きを完成させるとともに、財務会計システムについて、在宅勤務中でも経理伝票類の作成が可能となるリモート化の構築を行った。さらに、肉用牛肥育経営安定交付金制度全国統一電算システムのWeb化の作業や指定乳製品売買システムのクラウド化の構築をそれぞれ行うとともに、文書管	されたことから、手続をWeb化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、テレワーク機器等を計画的かつ適切に整備・導入したことにより、自宅において、機構の自席と同様の環境で業務を行うことができることになったほか、対面による会議やイベント等がWeb方式により実施可能となったことから、業務の円滑化、効率化が図られるとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続の実現に繋がったこと、令和3年度は、USB型シンクライアント機器等の長期貸与等により急遽在宅を余儀なくされた場合でも業務に支障をきたすことなく運営することができたこと、令和4年度は、文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築や業務システムのWeb化等を計画的に進めたほか、グループウェア（Garoon）を用いた内部の申請手続きの電子化に取り組んだことにより、業務の合理化・効率化が	の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応した、令和3年度は、次年度からeMAFF等を活用したオンラインによる業務申請を活用するため、法人にてオンライン化の方針を策定したことは、目標を上回る成果があったと認められる。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>a</td><td>b</td><td>s</td><td>a</td><td></td></tr></table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	a	b	s	a		の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応したこと、令和3年度は次年度からeMAFF等を活用したオンラインによる業務申請を活用するため、法人にてオンライン化の方針を策定、令和4年度はeMAFFの本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと、また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があったものと認められる。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>a</td><td>b</td><td>s</td><td>a</td><td>s</td></tr></table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	a	b	s	a	s
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
a	b	s	a																							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
a	b	s	a	s																						

			理及び会計事務の電子決裁化について、令和4年度中の運用開始に向けたシステム構築等の準備を計画的に実施した。このほか、機構業務のオンライン化について、令和3年9月に「機構業務のオンライン化に向けた基本的な推進方針」を定め、原則、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用することとし、令和4年度中の本格運用に向けて、集中的に実装作業に取り組んだ。 令和4年度は、文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムを構築した。また、グループウェア（Garoon）を用いた内部の申請手続きの電子化を進めた。さらに、肉用牛交付金システムについては、機構がデータを一元的に管理することで都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とする Web 化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、指定乳製品等の輸入者などが輸入予定から検収までの情報を Web 上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築をそれぞれ行い、年度内に運	図られたこと、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から砂糖・でん粉関係業務に係る売買差額返還請求手続のオンライン化を行うことにより、食品製造会社等の調整金返還請求者の利便性の向上や事務の効率化を行うことができた。 また、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者に対しても、eMAFF を活用した申請方法を提供するなど、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を図った。これらにより、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果となった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	--	--	--	--

				用を開始した。このほか、砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについて、既にオンライン化した一連の手続に加え、砂糖・でん粉を使用した食品を輸出した場合の売買差額返還請求手続についても、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から、オンラインで行える機能を追加した。加えて、機構業務に係る手続き等における関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図る観点から、eMAFFの活用について、本格運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できるよう構築した。																						
8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整	8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整	○8 情報システムの適切な整備及び管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	<主要な業務実績> PMOの設置等の体制整備について、令和4年9月の中期計画の変更後、速やかに検討方針を作成し、それに基づく検討を実施した。具体的には、既存の部署を活用した令和5年度当初の設置を実現するため、「デジタル・ガバメン	<評定と根拠> 評定A 満点：2点（項目1×2点） A評価の項目数：1×3点＝3点 合計：3点 3点/2点＝150% 情報システムの適	<table><tr><th>評定</th><td></td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2年度</td><td>3年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>4年度</td><td></td></tr></table>	評定		各事業年度の評価結果		30年度	元年度	—	—	2年度	3年度	—	—	4年度		<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点</td></tr></table>	評定	A	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。		小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点	
評定																										
各事業年度の評価結果																										
30年度	元年度																									
—	—																									
2年度	3年度																									
—	—																									
4年度																										
評定	A																									
<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。																										
小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点																										

	備を検討する。	備を検討する。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ト推進標準ガイドライン(令和4年4月20日最終改定)」が示すPMOの機能を参考に、機構におけるITガバナンスの現状分析と、不足している機能の洗い出しを行い、機構として適当なPMOの体制・役割を決定し、設置に必要な規程を令和4年度中に整備した。	切な整備及び管理については、中項目の中期達成割合が150%となった。 機構における情報システムの統一かつ効率的な整備及び管理を推進するためのPMOを令和5年4月1日に設置することができた。 特に令和4年9月の中期計画の変更後から、PMOの設置に向けた検討を開始したにも関わらず、短期間で機構に必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期にPMOを設置できたことは、中期計画における所期の目標を上回る成果となった。 ＜課題と対応＞ 特になし		合計 3点 (3／2＝150%) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、令和4年9月に中期計画を変更しPMOの設置に向けた検討を行うこととしたところ、短期間で必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置できたことは目標を上回る成果があったものと認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 － － － － a
第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講	9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講	○9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 （指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であつた	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、翌年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）を、各年度とも低く設定することができた。 また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減を行った。（固定利	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：10点（項目5×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 合計：10点 10点/10点＝100% 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制については、中項目の中期達成割合が100%であった。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率	評定 B ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 10点（10／10＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率	

	じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	率の推移) 30年度：0％ 元年度：0％ 2年度：0.1％ 3年度：0.1531％ 4年度：0.0256％ なお、令和4年度は、でん粉勘定についても、令和5年2月から3月にかけて、交付金の支払資金が一時的に不足することが見込まれたため、令和4年10月4日に一般競争入札を実施（応札金融機関：3者）し、令和4年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）を低く設定することができた。 また、全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率を0.01％に抑制した。	<課題と対応> 特になし	（スプレッド）を、各年度とも低く設定できており、また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減をしている。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	（スプレッド）を、各年度とも低く設定できており、また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減をしている。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
--	---	--	--	---	-----------------	--	--

4. その他参考情報
(契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理部担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。 (第三者への再委託) 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成30～令和3年度においては、91件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(1 者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート調査の実施、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、1 者応札は平成 30 年度 46 件、令和元年度 32 件、令和 2 年度 40 件、令和 3 年度 39 件、令和 4 年度 51 件となった。なお、令和 2 年度及び令和 4 年度において前年度より増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたことによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度開催された契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 30 年度～令和 4 年度に、会計検査院からの指摘はなかった。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第 5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評価	B	評価	B
						大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）	
						中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100％）		中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100％）	
	1 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○ 1 財務運営の適正化		<評価と根拠> 評価B 満点：20 点（小項目 10×2点） b 評価の小項目数：10×2点＝20 点	評価	B	評価	B
						<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。		<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。	
						小項目の総数：8		小項目の総数：10	

					合計：20 点 20 点/20 点＝100% 財務運営の適正化については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 s の小項目数：0×4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0×3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：8×2 点＝ 16 点 評価 c の小項目数：0×1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0 点＝ 0 点 合計 16 点 (16／16＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。	評定 s の小項目数：0×4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0×3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：10×2 点＝ 20 点 評価 c の小項目数：0×1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0 点＝ 0 点 合計 20 点 (20／20＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。 独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	◇（１）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度、「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号)を改正し、同規程等に基づき、毎年度、収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。	評定 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b	評定 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b b		
また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	◇（２）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であ	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度、決算において、適正なセグメント情報が開示できるよう、様式、表記内容等を会計監査人と相談した上で整備し、毎年度決算において、業務内容等に応じた	評定 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b	評定 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b b		

			り、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。		
2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	○ 2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 (指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)	<主要な業務実績> 毎年度、「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。	<評価と根拠> 評価B 満点：10点(項目5×2点) B評価の項目数：5×2点＝10点 合計：10点 10点/10点＝100% 資金の管理及び運用については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点(8/8＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：5 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 10点(10/10＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金及び畜産振興資金(関連法人等に対する出資金見合等を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事

業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。
これらについては、毎年度、出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。
なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体		(単位：百万円、%)				
		平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		35,612	31,118	22,283	9,131	6,775
目的積立金		—	—	—	—	—
積立金		—	608	880	4,855	4,657
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		351	586	553	592	—
当期の運営費交付金交付額(a)		2,441	2,608	2,653	2,699	2,901
	うち年度末残高(b)	351	235	292	331	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)		14.4	9.0	11.0	12.3	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

		(単位：百万円、%)				
		平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		870	870	870	870	870
目的積立金		—	—	—	—	—
積立金		—	0	75	179	201
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		188	294	200	176	—
当期の運営費交付金交付額(a)		793	737	633	674	698
	うち年度末残高(b)	188	106	94	82	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)		23.7	14.4	14.8	12.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622	25,293	17,078	7,181	5,773
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	354	414	564	639
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152	160	—
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489	601	594	764
うち年度末残高(b)	80	83	69	108	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4	17.0	11.5	18.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	—
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1,007	1,035	1,039	1,009
うち年度末残高(b)	60	27	99	94	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5	2.7	9.6	9.0	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960	2,341	1,080	132
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	254	388	408	432
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	—
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	373
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5	12.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994	1,994	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	0	4	3,705	3,386
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	—
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	58
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7	8.2	5.6	9.1	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
						評価	B	評価
	—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Bであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）
						中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：1×2点＝ 2点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 2 点（2／2＝100%）		中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 4 点（4／4＝100%）
			○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れs：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、平成 30 年度から令和 4 年度に借入れの必要はなかった。	<評価と根拠> 評価－ <課題と対応> －	評価	—	評価
						各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －

			a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する																																																			
	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。	○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度から令和 4 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。 【期末借入残高の推移】 30年度：169億円 元年度：251億円 2年度：287億円 3年度：418億円 4年度：537億円	＜評定と根拠＞ 評定 B 満点：10 点（小項目 5 × 2 点） B 評価の小項目数： 5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れについては、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100% であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数： 4</td></tr><tr><td colspan="2">評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 b の小項目数： 4 × 2 点＝ 8 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">合計 8 点（8／8＝100%）</td></tr><tr><td colspan="2">・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞		小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。		小項目の総数： 4		評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点		評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点		評価 b の小項目数： 4 × 2 点＝ 8 点		評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点		評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点		合計 8 点（8／8＝100%）		・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。		＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元		<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数： 5</td></tr><tr><td colspan="2">評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 b の小項目数： 5 × 2 点＝ 10 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点</td></tr><tr><td colspan="2">合計 10 点（10／10＝100%）</td></tr><tr><td colspan="2">・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞		小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。		小項目の総数： 5		評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点		評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点		評価 b の小項目数： 5 × 2 点＝ 10 点		評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点		評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点		合計 10 点（10／10＝100%）		・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。		＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元	
評定	B																																																					
＜評定に至った理由＞																																																						
小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。																																																						
小項目の総数： 4																																																						
評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点																																																						
評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点																																																						
評価 b の小項目数： 4 × 2 点＝ 8 点																																																						
評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点																																																						
評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点																																																						
合計 8 点（8／8＝100%）																																																						
・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。																																																						
＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元																																																						
評定	B																																																					
＜評定に至った理由＞																																																						
小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。																																																						
小項目の総数： 5																																																						
評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点																																																						
評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点																																																						
評価 b の小項目数： 5 × 2 点＝ 10 点																																																						
評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点																																																						
評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点																																																						
合計 10 点（10／10＝100%）																																																						
・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。																																																						
＜今後の課題＞ ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元																																																						

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		の一時不足となる場合における短期借入れについては、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 令和4年度に発生した借入金は、令和5年3月末にはすべて償還しており、短期借入金残額は0円となった。 <課題と対応> 特になし		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和元年度から令和4年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったことから、平成29年度末に263億円あった繰越欠損金は、令和4年度末には562億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
一		第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価	B	評価	B
						大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80％以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80％以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）	
						中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100%）		中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100%）	
						評価	B	評価	B
		緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施	○1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された	<評価と根拠> 評価B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B評価の項目数：5 × 2 点＝10 点	<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4		<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：5	

	に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等による納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	畜産業振興事業の実施に伴う返還金、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫納付を行った。 (各年度における国庫納付額) 30年度:26,600百万円 元年度:31,104百万円 2年度:1,230百万円 3年度:1,007百万円 4年度:1,102百万円	合計:10点 10点/10点=100% 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし	評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 8点(8/8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:5×2点=10点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 10点(10/10=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
	平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費で措置された平成23年度畜産業振興事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還金等について、四半期毎に金銭により国庫納付を行った。 なお、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還は平成30年度で完了している。 (各年度の国庫納付額) 30年度:145百万円 元年度:40百万円 2年度:13百万円 3年度:11百万円	<評価と根拠> 評価B 満点:10点(項目5×2点) B評価の項目数:5×2点=10点 合計:10点 10点/10点=100% 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 <課題と対応> 特になし	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数:4 評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 8点(8/8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数:5 評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:5×2点=10点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 10点(10/10=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

				4年度： 4百万円			
--	--	--	--	-----------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	＜主要な業務実績＞ 実績なし	＜評定と根拠＞ 評定— ＜課題と対応＞ —	評定	—	評定	
						各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 — — — —		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 — — — —	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	(見込評価)			(期間実績評価)		
	一	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てることができる剰余金はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定	－	評定			
						各事業年度の評価結果			各事業年度の評価結果		
						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度
						－	－	－	－	－	

4. その他参考情報	
特になし	

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報提供した事項に対する照会件数	－	3 件	3 件	5 件	2 件	3 件	1 件	
	目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3 件	3 件	5 件	2 件	3 件	1 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	生産者等への資金に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	－	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	
	目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	機構からの補助金により造成された基金数	－	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	
	保有状況等を公表した	全ての基金について	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	

基金数	て公表							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事業返還金を含む経理の流にに係る情報公表回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13/12＝108%）	B	評価 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13/12＝108%）	B
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化		<評価と根拠> 評価B 満点：70 点（小項目 35 × 2 点） a 評価の小項目数：1 × 3 点＝ 3 点 b 評価の小項目数：33 × 2 点＝66 点 c 評価の小項目数：1 × 1 点＝ 1 点 合計：3 +66+ 1＝70 点 70 点/70 点＝100%	評価 <評価に至った理由> 小項目の評価はa が1、b が26、c が1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：28 評価 s の小項目数：0×4点＝ 0点 評価 a の小項目数：1×3点＝ 3点 評価 b の小項目数：26×2点＝ 52点 評価 c の小項目数：1×1点＝ 1点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0点 合計 56 点（56/56＝100%）	B	評価 <評価に至った理由> 小項目の評価はa が1、b が33、c が1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：35 評価 s の小項目数：0×4点＝ 0点 評価 a の小項目数：1×3点＝ 3点 評価 b の小項目数：33×2点＝ 66点 評価 c の小項目数：1×1点＝ 1点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0点 合計 70 点（70/70＝100%）	B

				ガバナンスの強化については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 100 %であった。 役職員間の意思疎通及び情報共有の推進については、令和 2 年度において、理事長のリーダーシップの下、新型コロナウイルス感染症対策等としてテレワークの推進や徹底した衛生対策を実施し、十分な取り組みにより、目標を上回る成果が見られた。 コンプライアンスの推進については、平成 30 年度において、コンプライアンス上、問題のある事案が発生したことは、従来の取組が必ずしも十分でなかったため、改善を要した。 <課題と対応> コンプライアンスの推進については、平成 30 年度の問題のある事案の発生を踏まえ、内部統制担当役職員をはじめ各般のレベルでの意見交換等を実施し、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめた。 また、より一層風通しの良い職場環境作	・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、毎年度、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。 特に、令和 2 年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだことは評価できる。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。 なお、平成 30 年度に業務運営に関連した不適切な事案があったが、速やかに再発防止策を講じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検の実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定着を促すための周知等、改善が図られていると認められる。	・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、毎年度、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。 特に、令和 2 年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだことは評価できる。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。 なお、平成 30 年度に業務運営に関連した不適切な事案があったが、速やかに再発防止策を講じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検の実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定着を促すための周知等、改善が図られていると認められる。
--	--	--	--	--	---	---

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	（１）内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	（１）内部統制の充実・強化 ◇ア 内部統制の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリング結果に基づき、課題や新たなリスク等の洗い出しを行い、改善等の検討等を行った。 一方、平成30年度において、業務運営に関連した不適切な事案があったことを踏まえ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部	りやコンプライアンス意識を醸成するための各種取組を引き続き実施することに加え、コンプライアンスに関するテーマを設定した上で各部署内で意見交換を行い、その結果の共有や、他法人等におけるコンプライアンス違反の事例を担当役員から共有するなどコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行った。			
				評定	—	評定	—
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

◇イ 役員会の開催
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b：取組は十分であった
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有の推進
s：取組は十分であ

統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検を併せて行った。
さらに、令和元年度に、役職員の行動の拠り所となる行動憲章について、機構業務の特性や内部統制の改善に向けた取組の方向性を踏まえつつ、役職員の意見も反映しながら全面的な改訂を行い、令和2年度以降は、その趣旨・内容を正しく理解し、個人及び組織への浸透・定着を促し、日々の行動として実践されることを期して、各種周知に取り組んだ。

<主要な業務実績>
毎年度、中期計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。

<主要な業務実績>
毎年度、組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実

各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	b	b		b	b	b	b	b
各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	a	b		b	b	a	b	b

		り、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。 令和2年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議のWeb方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだ。																																						
		◇エ 内部監査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、内部監査年度計画に基づき、被監査部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用等について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。	<table> <tr> <th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr> <tr> <td></td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr> </table>	評価	—					各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b		<table> <tr> <th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr> <tr> <td></td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr> </table>	評価	—					各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b
評価	—																																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																				
	b	b	b	b																																					
評価	—																																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																				
	b	b	b	b	b																																				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○2（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	イアンス意識の徹底等に資する研修の実施、及び、コンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行った。	<評定と根拠> 評定B 満点：40点（小項目 20 × 2点） b評価の小項目数：20 × 2点＝40点 合計：40点 40点/40点＝100% 職員の人事に関する計画については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 100%であった。 <課題と対応> 特になし				
						評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：16 評定 s の小項目数：0 × 4点＝ 0点 評定 a の小項目数：0 × 3点＝ 0点 評価 b の小項目数：16 × 2点＝ 32点 評価 c の小項目数：0 × 1点＝ 0点 評価 d の小項目数：0 × 0点＝ 0点 合計 32点（32／32＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおりに適当と認められる。		<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：20 評定 s の小項目数：0 × 4点＝ 0点 評定 a の小項目数：0 × 3点＝ 0点 評価 b の小項目数：20 × 2点＝ 40点 評価 c の小項目数：0 × 1点＝ 0点 評価 d の小項目数：0 × 0点＝ 0点 合計 40点（40／40＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおりに適当と認められる。	
						評定	—	評定	—
機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	◇（1）職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人事育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、平成30年度から令和4年度において、29名の新卒採用、			各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b		

		b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長、中堅職員（課長補佐）研修、上級中堅職員（課長代理）研修等や行政実務研修等を実施したほか、令和3年度、4年度は、課長代理及び課長補佐を対象として機構のITリテラシー底上げを図るため、ITリテラシー向上研修（講座受講・ITパスポート試験受験）を、令和4年度は、女性活躍推進法に基づく行動計画を踏まえ、更なる女性職員の能力向上・活用に係る取組みの強化を図るため、全職員を対象に対して女性活躍推進研修を新たに実施した。 このほか、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に、新任管理職研修等を実施した。																																																		
	イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施	◇イ 専門別研修の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であ	<主要な業務実績> 毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情	<table><tr><td>評価</td><td colspan="5">—</td></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			<table><tr><td>評価</td><td colspan="5">—</td></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b	
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b																																																		
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b	b																																																	

	施する。	り、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修を実施した。 また、上記のほか、内部監査研修、語学力向上研修、中央畜産技術研修、海外派遣研修、食肉基礎研修等を併せて実施した。					
3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○ 3 情報公開の推進		＜評定と根拠＞ 評定 B 満点：60 点（小項目 30 × 2 点） b 評価の小項目数：30 × 2 点＝60 点 合計：60 点 60 点/60 点＝100% 情報公開の推進については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100％であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	B	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数：24 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：24 × 2 点＝ 48 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 48 点（48／48＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおりに適当と認められる。		＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数：30 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：30 × 2 点＝ 60 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 60 点（60／60＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおりに適当と認められる。	
					評定	—	評定	—
（1）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報	（1）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報	◇（1）照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認めら	＜主要な業務実績＞ 毎年度、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に関する照会については、全て翌業務					

	の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	れる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	日以内に回答した。		
	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇(ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。		
	これらの事項については、その総額等を	◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開	<主要な業務実績> 毎年度、前事業年度			

評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	

評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果	

		毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	の畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を9月末までにホームページにおいて公表した。		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b
	特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b

また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。 【公表した基金】 (30年度：7基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金 ⑦肥育安定基金 (元年度：6基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金(2基金) ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金 (2年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金(2基金) ④畜産高度化支援リース基金
---	---	--	--

評価	一	評価	一
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b b b b		b b b b b	

			⑤加工原料乳等生産者積立金			
			(3年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金			
			(4年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金			
このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。	◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%	<主要な業務実績> 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				

			以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○ 4 消費者等への広報		＜評定と根拠＞			
				評定A 満点：50 点（小項目 25 × 2 点） a 評価の小項目数：11 × 3 点＝33 点 b 評価の小項目数：14 × 2 点＝28 点 合計：33＋28＝61 点 61 点/50 点＝122% 消費者等への広報については、中項目の中期達成割合が 122%であり、所期の目標を上回る成果があった。 ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進については、令和2年度は、文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーション化して動画で配信することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。 令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 8、b が 12 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：20 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：8 × 3 点＝ 24 点 評価 b の小項目数：12 × 2 点＝ 24 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 48 点（48／40＝120%） ・消費者等への情報提供については、毎年度四半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施、ホームページの「消費者コーナー」等の充実を図り消費者等への分かりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や法人業務に関する消費者等の理解促進を図るため、消費者等との意見交換会や alic セミナーを実施している。特に、令和2年度は、法人業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q &A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した消費者等へ分かりやすい情報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止して、Web 動画に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月に増やす取組等を実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーをYouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることににより、参加者からの高評価を得ており、目標を上回る成果があったと認められる。 ・ホームページの機能強化については、平成 30	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 11、b が 14 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：25 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：11 × 3 点＝ 33 点 評価 b の小項目数：14 × 2 点＝ 28 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 61 点（61／50＝122%） ・消費者等への情報提供については、毎年度四半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施、ホームページの「消費者コーナー」等の充実を図り消費者等への分かりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や法人業務に関する消費者等の理解促進を図るため、消費者等との意見交換会や alic セミナーを実施している。特に、令和2年度は、法人業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q &A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した消費者等へ分かりやすい情報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止して、Web 動画に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月に増やす取組等を実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーをYouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることににより、参加者からの高評価を得ることができたこと、令和4年度は機構の役割や業務の必要性について、消費者等の理解の促進を図るため、新たな	

				月に増やした。令和 4 年度は、イメージ画像やナレーション等を活用した動画を作成し配信することにより、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができたこと、子供から大人まで砂糖に興味、親しみを持ってもらうための動画を作成し配信するなど砂糖制度の周知・浸透につながるきっかけを作ったこと、さらに、指定野菜 14 品目の動画を公開することによりアンケート調査で要望のあった生産現場の情報についても提供できたことなどにより、十分な取組をした。 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催については、令和 2 年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、①意見交換会については、Web 会議を活用し、国産野菜の生産・供給に取り組む外食企業（令和 2 年度）やスマート酪農業に取り組む自動搾乳機等の製造企業（令和 3 年度）、でん粉のさまざまな活用	年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務への理解を深めるためのフェイスブックの開設、法人の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、農畜産事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能の導入、動画共有サイト（YouTube）の導入、令和 3 年度は、Web 配信となった広報誌のデジタルブックの導入、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上等、毎年度、事業の発展に資することができており、目標を上回る成果があったと認められる。	動画「alic の業務はすべての人のために」を作成したほか、指定野菜 14 品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成し YouTube で公開したことは目標を上回る成果があったと認められる。 ・ホームページの機能強化については、平成 30 年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務への理解を深めるためのフェイスブックの開設、法人の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、農畜産事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能の導入、動画共有サイト（YouTube）の導入、令和 3 年度は、Web 配信となった広報誌のデジタルブックの導入、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充、及びそれに伴う検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上を図ったこと、令和 4 年度は、ホームページの利便性の向上を図るため、アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用したこと、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したこと、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたこと等、毎年度、事業の発展に資することができており、目標を上回る成果があったと認められる。
--	--	--	--	--	--	--

				に取り組む製菓会社（令和4年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施し、参加した方からは、取組への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関誌を通して広くフィードバックされたこと、また、② alic セミナーについても、YouTube や Web 会議方式により海外からの生情報の配信や EU の持続可能な農畜産業や各国の食肉代替食品の消費動向といった話題性の高いテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができた。特に令和4年度の「Wagyu の位置付けと改良の実態」といった話題性の高いテーマを取り上げた回では、再生回数が 265 回と過去最高となった。 ホームページの機能強化については、平成 30 年度は、消費者に対し、農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開し、情報発信の強化に	
--	--	--	--	--	--

				努めたこと、令和元年度は、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者等に対し、機構のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供したこと、令和2年度は、アンケートページ作成機能を導入したことで、ホームページの改善等に必要閲覧者の意見を効率的に収集することが可能となったほか、動画共有サイト（YouTube）の導入により、分かりやすい情報提供にとどまらず、コロナ禍における情報発信の強化に繋げることができたこと、さらに、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者への広告掲載機会の提供について、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体としたこと、令和3年度は、Web配信となった広報誌については、デジタルブックを導入したことで紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等で消費者等が手軽に閲覧することが可能となったこと、また、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能	
--	--	--	--	--	--

				となるなど、利用者の利便性の向上につながることができたこと、令和4年度は、ホームページのトップページのリニューアルについては、障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したことにより、リニューアル後のアンケート調査では、「レイアウトがすっきりしていて見やすい」「落ち着いたデザイン」「調べたい、必要な情報が探しやすい」などのポジティブな回答が7割を占めた。さらに、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものとしたことにより、ホームページの利便性の向上につながる十分な取組を行うことができた。		
消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深め	(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構	(1) 消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	<主要な業務実績> 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を四	<課題と対応> 特になし		
					評定	—
					各事業年度の評価結果	各事業年度の評価結果
					30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度
					b b b b	b b b b b

	るため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。 また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。	の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	半期毎に開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討した。		
		ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。	◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。		
			◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であ	<主要な業務実績> 毎年度、アンケート結果等を踏まえ、ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を図り、消費者等への分かりやすい情報提供		

		り、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を行った。 令和2年度は、機構業務紹介を動画で見られると良いとのアンケート結果を踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q&A）をアニメーション化して動画で配信するなど Web を活用した新たな方法で消費者等へ分かりやすい情報を提供した。 令和3年度は、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直すとともに、広報誌について、紙媒体を廃止して Web 配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やした。 令和4年度は、alic の役割や業務の必要性を紹介するコンテンツについて、新たに動画「alic の業務はすべての人のために」を作成するとともに、砂糖制度の周知・浸透のための動画3本（「砂糖を使った自由研究」等）を YouTube（alic チャンネル）及び消費者コーナーで公開した。また、指定野菜 14 品目の収穫から出荷までの様子を消費者		
--	--	--	---	--	--

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			て、消費者等の理解促進を図るため、関係者との意見交換会を開催した。 また、alic セミナーについても、Web 会議や動画共有サイト (YouTube) により、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、令和4年度は、農林水産省等が主催する「第17回食育推進全国大会」や「第61回農林水産祭実りのフェスティバル」に出展し、消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらうとともに、農畜産物の正しい知識の啓発に取り組んだ。																																																		
	(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。	◇(2) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 平成30年度は、消費者の機構の認知度を向上させるツールとして新たにフェイスブックの活用を開始したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成・公開した。 令和元年度は、農畜産業及びその関連産業の発展に資するた	<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		a	a	a	a			<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		a	a	a	a	a	
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
a	a	a	a																																																		
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
a	a	a	a	a																																																	

			め、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供した。 令和2年度は、ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入した。さらに、情報発信の強化を図るため、「消費者コーナー」（ムービーコーナー）に動画共有サイト（YouTube）を新たに開設し、畜産関係補助事業の公募にかかる事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用した。このほか、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、従来のホームページに加え、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体とした。 令和3年度は、Web配信となった広報誌にデジタルブックを新たに導入したほか、情報誌（畜産の情報）バックナンバーの検索機能拡充のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。		
--	--	--	--	--	--

			令和4年度は、ホームページのトップページについて、アンケート調査の結果等を踏まえ、全面的にリニューアルした。具体的には、「新着情報」などの主なコンテンツを分かりやすく整理するとともに、旬の情報がスライダーで流れるデザインに一新したほか、機構が扱っている農畜産物（畜産物、牛乳・乳製品、野菜、砂糖、でん粉）の専門用語を分野ごとに検索できる「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新した。															
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上		<評定と根拠> 評定B 満点:20点(小項目10×2点) a評価の小項目数:1×3点=3点 b評価の小項目数:8×2点=16点 c評価の小項目数:1×1点=1点 合計:3+16+1=20点 20点/20点=100% 情報セキュリティ対策の向上については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 平成30年度は、情報	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計16点(16/16=100%)</td></tr></table> ・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。		小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計16点(16/16=100%)		<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数:10 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:8×2点=16点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計20点(20/20=100%)</td></tr></table> ・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。		小項目の総数:10 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:8×2点=16点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計20点(20/20=100%)	
評定	B																	
<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。																		
小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計16点(16/16=100%)																		
評定	B																	
<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評定はBとした。																		
小項目の総数:10 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:8×2点=16点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計20点(20/20=100%)																		

				セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策を講じるなど、改善を要した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じたるなど、情報セキュリティ対策の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 平成30年度の情報セキュリティインシデントについては、その発生要因を分析した上で、以下の再発防止策を講じた。 ①不正なアクセスを防止する観点からの措置 ・事務室への入退室管理の厳格化 ・通行証管理の徹底 ・サーバへのアクセスに必要なパスワード管理の徹底 ②対外非公表とすべき情報の持ち出しを防止する観点からの措置 ・USBメモリの一元管理の徹底及び機構外への持ち出しの原則禁止 ・機密性の高い情報の保存管理ルール	を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の向上を図っている。 なお、平成30年度に情報セキュリティインシデントが発生し、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策として、不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対する措置、情報セキュリティに関する知識向上に関する措置等が図られているが、今後も十分な対策が必要である。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。 ＜今後の課題＞ ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成30年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を持っていることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。	を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の向上を図っている。 なお、平成30年度に情報セキュリティインシデントが発生し、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策として、不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対する措置、情報セキュリティに関する知識向上に関する措置等が図られているが、今後も十分な対策が必要である。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。 ＜今後の課題＞ ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成30年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を持っていることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。
--	--	--	--	--	---	--

				の徹底 ・在職中に加え、退職後も秘密保持を義務付け ③情報セキュリティ一般の向上を図る観点からの措置 ・職員研修の充実 ・内部・外部の主体による監査の強化 ・効果的・効率的なリスク管理の励行 今後も必要な対策を着実に取り組んでいくこととしている。										
					評価	—				評価	—			
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 c b a b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 c b a b b				

	やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。			
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—	—	—
—	7 積立金の処分に 関する事項 畜産勘定の前期中 期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> （畜産勘定） 毎年度、畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 （補給金等勘定） 毎年度、補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。 （でん粉勘定） 毎年度、でん粉勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第5号ホ及びへに規定する業務に充	<評定と根拠> 評定B 満点：10点（小項目5×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 合計：10点 10点/10点＝100% 前期中期目標期間繰越積立金の処分については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100％であった。 <課題と対応> 特になし	<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計8点（8／8＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計10点（10／10＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

4. その他参考情報

特になし